内閣衆質二一二第九三号

令和五年十二月十五日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議 院 議 長 額 賀 福 志 郎 殿

衆議院議員大石あきこ君提出近畿大学における研究不正に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大石あきこ君提出近畿大学における研究不正に関する質問に対する答弁書

一について

等に関するガイドライン」(平成二十六年八月二十六日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。) など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。 を踏まえて調査を行う機関である近畿大学において調査が行われた結果、 正行為」 御指摘 0 (故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、 「不正事案」 (以下「本事案」という。) については、 「研究活動における不正行為への対応 ガイドラインにおける「特定不 以下同じ。 投稿論

以下同じ。) において、 学省又は同省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。 が認定されるとともに、ガイドラインにおける る予定であると承知しており、 「特定不正行為」 の配分をする機関をいう。) に関与した研究者に対し、 同省においては、 である独立行政法人日本学術振興会 「配分機関」 ガイドラインに基づき、 競争的資金等への申請等の制限 (研究機関に対して、競争的資金等 本事案の概要、 (以 下 「振興会」 の措置が 同大学及び振興 が 講じられ (文部科

会における対応などを一覧化して公開したところである。

一について

条件を付すなどにより指導・助言を行う。」とされていることを踏まえ、 り行う。 調査を実施し、その結果を公表する。 る本ガイドラインを踏まえた体制整備の状況等を適切に把握するため、 再発防止策について確認を行ったことに加え、ガイドラインにおいて「文部科学省は、 文部科学省においては、 履行状況調査の結果、 近畿大学からの本事案についての調査結果の報告に際し、 体制整備等に不備があることが確認された場合、 履行状況調査は、 書面、 面接若しくは現地調査又はその組合せによ 研究機関に対し定期的に履行状況 必要な措置を講ずる予定である。 当該研究機関に対 事案の発生要因及び 各研究機関におけ し管理

三及び四について

ているところであるが、近畿大学が公表していない事案に係るお尋ねについてお答えすることは差し控え 確 調査結果を公表する。 認された事案について、その概要及び研究 ガイドラインにおいては、 」とするとともに、 調査機関は、 これを踏まえ、 特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、 ・配分機関における対応などを一覧化して公開する。 「文部科学省では、 特定不正行為が行 速やかに わ れ とし たと

たい。

五について

履行状況調査の結果、 実施し、その結果を公表する。 その他不利益な取扱いをしてはならない。 基づく告発であることが判明しない限り、 お尋ねについてお答えすることは困難であるが、ガイドラインにおいては、 イドラインを踏まえた体制整備の状況等を適切に把握するため、 御指摘 \mathcal{O} 「学生を停学・退学処分にしようとする動き」の具体的に意味するところが明らかではなく、 体制整備等に不備があることが確認された場合、 履行状況調査は、 」とするとともに、 単に告発したことを理由に、 書面、 面接若しくは現地調査又はその組合せにより行う。 「文部科学省は、 研究機関に対し定期的に履行状況調査を 告発者に対し、 当該研究機関に対し管理条件を付 「研究・配分機関は、 各研究機関における本ガ 解雇、 降格、 悪意に 減給

すなどにより指導・助言を行う。」としているところである。